

- ◎新潟県訓令第8号
- ◎新潟県教育委員会訓令第6号
- ◎新潟県警察本部訓令第17号

本 庁
地 域 機 関
教 育 庁 本 庁
教 育 庁 出 先 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
新 潟 県 教 育 委 員 会 教 育 長 稲 荷 善 之
新 潟 県 警 察 本 部 長 山 本 有 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 <u>福祉保健総務課長</u> <u>感染症対策・薬務課長</u> <u>健康</u> <u>づくり支援課長</u> 生活衛生課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 しごと定住促進課長 職業能力 開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課 長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導 課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体 育課長 少年課長	別表第2（第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 <u>福祉保健課長</u> <u>医務薬事課長</u> <u>健康対策課長</u> 生 活衛生課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 し ごと定住促進課長 職業能力開発課長 経営普及 課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進 課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長